

北筑昇華苑火葬炉設備等更新事業

実施方針

令和6年11月1日

北筑昇華苑組合

目次

| | | |
|------|----------------------------------|----|
| 1 | 事業内容に関する事項 | 1 |
| 2 | 事業者の募集及び選定に関する事項 | 3 |
| 2.1 | 事業者の募集及び選定方法 | 3 |
| 2.2 | 事業者の募集及び選定スケジュール | 3 |
| 2.3 | 事業者選定までの手順 | 4 |
| 3 | 参加資格要件 | 5 |
| 3.1 | 地方自治法ほか | 5 |
| 3.2 | 火葬炉設備企業 | 5 |
| 4 | 公募プロポーザルに関する手続き等 | 7 |
| 4.1 | 公告（募集要項等の公表） | 7 |
| 4.2 | 要求水準書添付資料の配布 | 7 |
| 4.3 | 第1回募集要項・要求水準書等に関する質問の受付及び回答 | 7 |
| 4.4 | 参加資格審査書類の提出 | 8 |
| 4.5 | 現地見学会の申込受付 | 9 |
| 4.6 | 現地見学会の開催 | 9 |
| 4.7 | 対話の申込受付 | 9 |
| 4.8 | 対話の開催 | 10 |
| 4.9 | 第2回募集要項・要求水準書等に関する質問の受付及び回答 | 11 |
| 4.10 | 事業提案書等の提出 | 11 |
| 4.11 | 公募プロポーザルに関する留意事項 | 12 |
| 5 | 参加者の審査及び優先交渉権者の決定 | 14 |
| 5.1 | 審査機関 | 14 |
| 5.2 | 審査の手順及び方法 | 14 |
| 6 | 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項 | 16 |
| 6.1 | 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担 | 16 |
| 6.2 | 事業者の責任の履行に関する事項 | 16 |
| 7 | 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項 | 17 |
| 7.1 | 計画地に関する事項 | 17 |
| 7.2 | 既存施設の概要 | 17 |
| 7.3 | 設備更新及び改修の基本方針 | 17 |
| 8 | 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項 | 18 |
| 8.1 | 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 | 18 |
| 8.2 | 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合 | 18 |
| 8.3 | その他の事由により事業の継続が困難となった場合 | 18 |
| 8.4 | 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項 | 18 |

| | | |
|-------|------------------------|----|
| 9 | その他本事業の実施に関し必要な事項..... | 19 |
| 9.1 | 議会の議決..... | 19 |
| 9.2 | 情報提供..... | 19 |
| 9.3 | 応募に伴う費用負担..... | 19 |
| 9.4 | 事務局..... | 19 |
| 添付資料1 | 想定されるリスク分担..... | 20 |

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

北筑昇華苑火葬炉設備等更新事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設の管理者の名称

北筑昇華苑組合 組合長 田辺 一城

(3) 事業目的

北筑昇華苑（以下「本施設」という。）は、昭和 56 年に現在の地にて供用を開始しており、平成 17・18 年度に更新工事をしている火葬炉は老朽化及び旧態化がみられる。

上記を踏まえ、北筑昇華苑組合（以下「組合」という。）は、長期的な施設の性能及び安定稼働性、耐用性の確保、周辺環境へ総合的に配慮した火葬炉設備等更新事業として、本事業を実施する。

また、本事業においては、組合の財政負担の縮減並びに民間の技術的能力の活用を図るため、本施設の設備更新及び改修に係る設計・建設及び火葬炉設備の維持管理を包括して事業範囲とすることで、業務全体の効率化による工期の短縮、工事品質の確保、組合の事務手続きの負担軽減等、公共サービスの一層の向上に資することを目的とする。

(4) 事業方式

本事業は、本施設の再整備にあたり、既存葬祭場の稼働を行いながら「炉設備更新」、「既存施設の空調設備新設及び発電機更新等」、「炉設備の維持管理」をDBM方式（設計・施工・維持管理一括発注方式）で実施する。

(5) 契約の形態

組合は、本施設の設備更新及び火葬炉設備の維持管理を一括で委託するために、本施設の設計を行う者、本施設の施工を行う者による事業者と、本事業に係る設計・建設工事請負契約および火葬炉設備の維持管理契約を締結する。（以下「契約という。」）

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、本契約成立後組合が指定する日から令和 23 年 3 月 31 日までとする。ただし、設計・建設期間は令和 11 年 11 月 30 日までとし、維持管理期間は令和 8 年 12 月 1 日から令和 23 年 3 月 31 日までとする。

(7) 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う業務の範囲は次のとおりとする。

- 1) 事前調査業務
- 2) 設計業務
- 3) 建設業務
- 4) 各種申請等業務
- 5) 稼働準備業務
- 6) その他施設整備上必要な業務
- 7) 維持管理業務

「建設業務」における業務範囲は、以下に示すとおりとする。

- 炉工事
 - ・ 共通工事
 - ・ 火葬炉設備更新工事
 - ・ 既存火葬炉撤去解体工事
- 建築工事
 - ・ 改修工事
 - ・ 建築電気設備工事
 - ・ 建築機械設備工事

「維持管理業務」における業務範囲は、以下に示すとおりとする。

- 保守点検業務
 - ・ 保守点検、排ガス調査等の必要と想定される保守点検業務を行う。
- 修繕・更新業務
 - ・ 維持管理業務期間に必要となった部品交換、補修、オーバーホール等を行う。ただし、外的要因による設備機器の大幅な修理や取替えについては、費用の支払いについて組合と事業者が協議の上決定するものとする。

(8) 法令等の遵守

組合及び事業者は、本事業を実施するにあたり、「墓地、埋葬等に関する法律」をはじめ必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

2 事業者の募集及び選定に関する事項

2.1 事業者の募集及び選定方法

事業者の募集及び選定にあたっては、公募プロポーザル方式により行う。

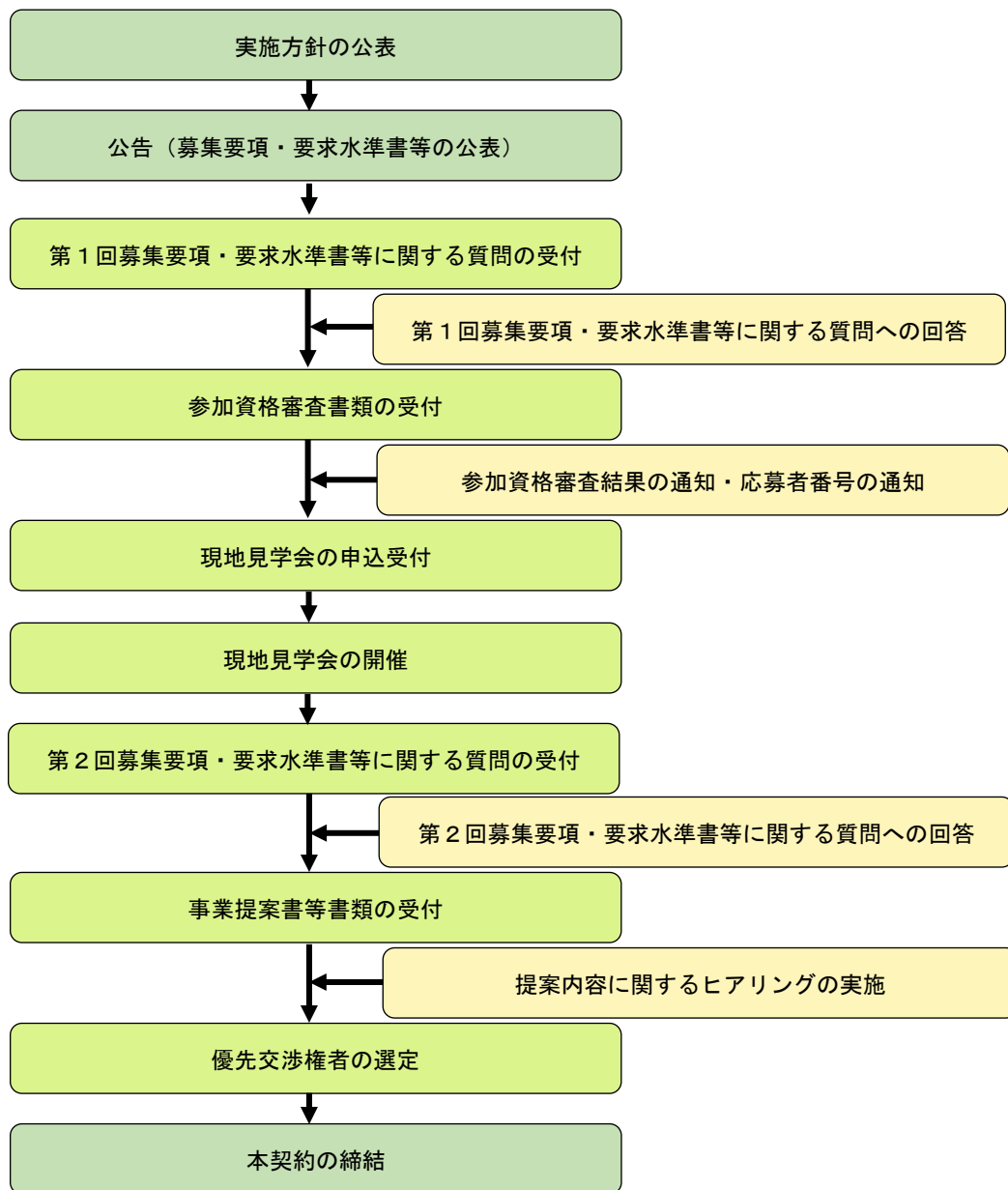
2.2 事業者の募集及び選定スケジュール

本事業における事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

| 日 程（予定） | 内 容 |
|----------------------------------|---------------------------|
| 令和6年11月1日（金） | 実施方針の公表 |
| 令和7年2月12日（水） | 募集要項等の公表 |
| 令和7年2月12日（水）から 令和7年2月19日（水）まで | 募集要項・要求水準書等の閲覧期間 |
| 令和7年2月13日（木）から 令和7年2月20日（木）まで | 要求水準書添付資料の配布期間 |
| 令和7年3月3日（月）から 令和7年3月7日（金）まで | 第1回募集要項・要求水準書等に関する質問の受付期間 |
| 令和7年3月14日（金） | 第1回募集要項・要求水準書等に関する質問への回答 |
| 令和7年3月17日（月）から 令和7年3月19日（水）まで | 参加資格審査書類の受付期間 |
| 令和7年3月26日（水） | 参加資格審査結果の通知・応募者番号の通知 |
| 令和7年4月10日（木）から 令和7年4月17日（木）まで | 現地見学会の申込受付期間 |
| 令和7年4月24日（木）から 令和7年4月25日（金）まで | 現地見学会の開催 |
| 令和7年5月2日（金） | 対話の申込受付期間 |
| 令和7年5月13日（火）から 令和7年5月15日（木）まで | 対話の開催 |
| 令和7年5月16日（金）から 令和7年5月22日（木）まで | 第2回募集要項・要求水準書等に関する質問の受付期間 |
| 令和7年5月29日（木） | 第2回募集要項・要求水準書等に関する質問への回答 |
| 令和7年6月10日（火）から 令和7年6月12日（木）まで | 事業提案書等の受付期間 |
| 令和7年8月上旬 | 優先交渉権者の選定 |
| 令和7年8月下旬 | 仮契約の締結 |
| 令和7年8月下旬 | 議会の議決・本契約の締結 |

※上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を公表する。

2.3 事業者選定までの手順



3 参加資格要件

参加者は、次の資格要件をすべて満たすものであること。

3.1 地方自治法ほか

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく北筑昇華苑組合を構成する 3 市 7 町の参加制限を受けていない者であること。
- (2) 参加表明書の提出日以前 3 箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 本事業に係る発注支援業務に関与した者、並びにこれらの者と資本面及び人事面において関連のないものであること。（「資本面において関連のある者」とは、総株主の議決権の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

なお、本事業に係る組合の発注支援業務に関与した者は次のとおりである。

八千代エンジニアリング株式会社

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

3.2 火葬炉設備企業

- (1) 経営規模等評価結果通知書の機械器具設置の総合評定値が 850 以上であること。
- (2) 火葬炉企業は、九州管内に本店あるいは支店があること。
- (3) 火葬炉企業は、直近 10 年以内に火葬炉を同一施設に一括で 16 基以上納入・設置した実績を有していること。
- (4) 次に掲げる条件をすべて満たす技術者を選任できること。
 - 1) 設計責任者
直近 10 年以内に火葬炉が 8 炉以上の規模を有する火葬場の設計履行実績を有すること。
（参加表明書の提出日において業務が完了していること。）
一級建築士の資格を有する者。

2) 現場代理人

直近 10 年以内に火葬炉が 8 炉以上の規模を有する火葬場の施工履行実績を有すること。

(参加表明書の提出日において業務が完了していること。)

参加表明書の提出日以前に 3 箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者。

(5) 参加資格の確認

1) 参加資格確認基準日は参加表明書の提出日とする。

2) 優先交渉権者決定日までの間に参加資格要件を欠いた場合、組合は当該参加者を優先交渉権者決定のための審査対象から除外する。

3) 優先交渉権者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に優先交渉権者の参加資格要件を欠いた場合、組合は優先交渉権者決定を取り消す。この場合において、組合は、優先交渉権者決定を取り消した参加者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

4 公募プロポーザルに関する手続き等

4.1 公告（募集要項等の公表）

組合は、令和7年2月12日（水）に公告を行い、募集要項等を公表する。

募集要項等公募プロポーザルに関する書類は、以下の北筑昇華苑ホームページ（以下「ホームページ」という。）にて公表する。なお、募集要項に関する説明会は実施しない。

<https://kitachikusyokaen.com/index.html>

ホームページにて公表する書類の閲覧を以下のとおり実施する。

(1) 閲覧期間

令和7年2月12日（水）9:00 から令和7年2月19日（水）16:00 まで

(2) 閲覧場所

「9.4 事務局」とする。

4.2 要求水準書添付資料の配布

ホームページにて公表する書類の他、本事業に係る資料の配布を以下のとおり実施する。

(1) 配布期間

令和7年2月13日（木）から令和7年2月20日（木）までの休日を除く9:00 から16:00 まで（※12:15～13:00 は除く）

(2) 配布場所

「9.4 事務局」とする。

(3) 配布方法

「9.4 事務局」へ事前連絡（日程調整）のうえ、電子媒体（CD-R）にて配布する。

(4) 配布図書

別紙1 「配布予定図書一覧」参照とする。

4.3 第1回募集要項・要求水準書等に関する質問の受付及び回答

第1回募集要項・要求水準書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施する。

(1) 受付期間

令和7年3月3日（月）9:00 から令和7年3月7日（金）16:00 まで

(2) 提出方法

「第1回北筑昇華苑火葬炉設備等更新事業の募集要項等に関する質問書」に記入のうえ、電子メールに添付し送付する。なお、電子メール以外の方法（電話、FAX、口頭、郵送等）は一切受け付けない。

(3) 送付先

「9.4 事務局」とする。

(4) 電子メール件名

「第1回北筑昇華苑火葬炉設備等更新事業の募集要項等に関する質問 ○○」（○○は企業名）

(5) 電子メール到達の確認

質問を提出した者が組合に電話連絡すること。

(6) 回答の公表

提出された質問内容及び質問に対する回答は、令和7年3月14日（金）17:00までにホームページで公表する。ただし、質問者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。なお、組合が意見と判断したものについては、回答を行わない。

4.4 参加資格審査書類の提出

参加者の代表企業は、以下の要領に従って参加資格審査に関する提出書類（以下「参加申請書等」）を提出すること。

(1) 対象

公募プロポーザル参加者

(2) 受付期間

令和7年3月17日（月）から令和7年3月19日（水）までの9:00から16:00まで（※12:15～13:00は除く）

(3) 提出場所

「9.4 事務局」とする。

(4) 提出方法

提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。組合は参加申請書等を確認後、受領書を発行する。なお、持参する日時を事前に組合に電話にて連絡すること。

(5) 提出書類

- 1) 参加表明書
- 2) 参加者の構成表
- 3) 委任状
- 4) 参加資格審査申請書兼誓約書
- 5) 参加資格要件確認書
- 6) 契約実績確認書
- 7) 技術者要件確認書（設計責任者）
- 8) 技術者要件確認書（現場代理人）

(6) 結果通知

資格審査結果は、令和7年3月26日（水）に参加者の代表企業に書面（結果通知）で郵送する。その際、参加資格を通過した者（以下「参加資格者」という。）には、事業提案書等、対話に関する提出書類の作成に必要となる「応募者番号」を合わせて通知する。

(7) 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- 1) 参加資格がないと認められた者は、4.4の(6)の結果通知日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面（様式は任意）を持参して説明を求めることができる。
- 2) 組合は、1)の書面を受理した日の翌日から起算して8日以内（休日を除く。）に説明を求めた参加者に対し、書面により回答するものとする。

(8) その他

- 1) 提出期限を過ぎた参加申請書等は受け付けない。
- 2) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。

4.5 現地見学会の申込受付

参加資格者で現地見学を希望する者は、以下の要領に従って現地見学会に関する書類を提出すること。また、現地見学会において募集要項等の配布は行わないため、参加者各自で用意すること。

(1) 対象

参加資格者

(2) 受付期間

令和7年4月10日（木）9:00 から令和7年4月17日（木）16:00 まで

(3) 提出方法

「現地見学会への参加申込書」に記入のうえ、電子メールに添付し送付する。なお、電子メール以外の方法（電話、FAX、口頭、郵送等）は一切受け付けない。

(4) 送付先

「9.4 事務局」とする。

(5) 電子メール件名

「北筑昇華苑火葬炉設備等更新事業の現地見学会申込 ○○」（○○は企業名）

(6) 電子メール到達の確認

申込書を提出した者が組合に電話連絡すること。

4.6 現地見学会の開催

(1) 現地見学会開催期間

令和7年4月24日（木）から令和7年4月25日（金）まで

(2) 見学に当たっての注意事項

見学会は、運営時間外（16:00～19:00）の1時間を1単位とし、各参加者1単位までとする。組合で日程を調整の上、申込書提出者へ通知する。

見学会への参加者は6名以内とする。見学にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を、参加者各自が持参すること。

4.7 対話の申込受付

参加資格者で対話を希望する者は、以下の要領に従って対話に関する書類を提出すること。

(1) 対象

参加資格者

(2) 受付期間

令和7年5月2日（金）9:00 から16:00 まで

(3) 提出方法

「北筑昇華苑火葬炉設備等更新事業の対話に関する申込書」に記入のうえ、電子メールに提出書類を添付し送付する。なお、電子メール以外の方法（電話、FAX、口頭、郵送等）は一切受け付けない。

(4) 提出書類

- 1) 北筑昇華苑火葬炉設備等更新事業の対話に関する申込書
- 2) 機器計画（案）
- 3) 施工計画（案）
- 4) 工程表（案）
- 5) 本事業に関する質問事項

(5) 送付先

「9.4 事務局」とする。

(6) 電子メール件名

「北筑昇華苑火葬炉設備等更新事業の対話申込 ○○」（○○は事業者名）

(7) 電子メール到達の確認

申込書を提出した者が組合に電話連絡すること。

(8) 開催の通知

参加資格者に対して、当日の対話の開催の通知を組合より送付する。

4.8 対話の開催

(1) 対話の目的

1) 事業の位置づけや特徴の理解促進

参加資格者が、本事業の位置づけや特徴を理解した上で、提案書類等を作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

2) 要求水準未達の防止と創意工夫の発揮

本事業は要求水準による性能発注で行うため、参加資格者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、参加資格者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。参加資格者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、民間の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

(2) 対話開催期間

令和7年5月13日（水）から令和7年5月15日（木）までの9:00から16:00まで（※12:15～13:00は除く）

(3) 回答の公表

事業者選定の公平性、透明性を確保する観点から、参加資格者からの質問事項については、原則として各参加資格者が当該質問事項を第2回募集要項等に関する質問書に記入の上、提出すること。回答は、第2回募集要項等に関する質問回答の際にホームページで公表する。ただし、参加資格者固有のノウハウに基づく部分については、組合と参加資格者の協議の上、公表しないことがある。

4.9 第2回募集要項・要求水準書等に関する質問の受付及び回答

第2回募集要項・要求水準書等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施する。

(1) 対象

参加資格者

(2) 受付期間

令和7年5月16日(金)9:00から令和7年5月22日(木)16:00まで

(3) 提出方法

「第2回北筑昇華苑火葬炉設備等更新事業の募集要項等に関する質問書」に記入のうえ、電子メールに添付し送付する。なお、電子メール以外の方法(電話、FAX、口頭、郵送等)は一切受け付けない。

(4) 送付先

「9.4 事務局」とする。

(5) 電子メール件名

「第2回北筑昇華苑火葬炉設備等更新事業の募集要項等に関する質問 ○○」(○○は事業者名)

(6) 電子メール到達の確認

質問を提出した者が組合に電話連絡すること。

(7) 回答の公表

提出された質問内容及び質問に対する回答は、令和7年5月29日(木)17:00までにホームページで公表する。ただし、質問者名は公表せず、質問者に対し個別に回答はしない。なお、組合が意見と判断したものについては、回答を行わない。

4.10 事業提案書等の提出

参加資格者の代表企業は、次のとおり事業提案書等の書類を提出すること。

(1) 対象

参加資格者

(2) 受付期間

令和7年6月10日(火)から令和7年6月12日(木)までの9:00から16:00まで(※12:15~13:00は除く)

(3) 提出場所

「9.4 事務局」とする。

(4) 提出方法

提出方法は持参とし、その他の方法による提出は認めない。組合は事業提案書等を確認後、受領書を発行する。なお、持参する日時を事前に組合に電話にて連絡すること。

(5) 提出書類

- 1) 価格提案書
- 2) 積算内訳書
- 3) 要求水準に関する誓約書

- 4) 要求水準セルフチェックシート
- 5) 事業提案に関する提出書類
- (6) その他
 - 1) 提出期限を過ぎた書類は受け付けない。
 - 2) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証等）の提示を求める場合がある。

4.1.1 公募プロポーザルに関する留意事項

- (1) 応募に伴う費用負担
 - 応募に伴う必要な費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の取扱い
 - 1) 募集要項等の承諾
 - 参加者は、事業提案書等の提出をもって、募集要項及び質問回答書等追加資料の記載内容を承諾したものとする。
 - 2) 提出書類の変更等の禁止
 - 提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、組合が必要と認めた場合は、この限りでない。
 - 3) 著作権
 - 応募資料の著作権は、当該書類を提出した参加者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、参加者に事前に協議した上で必要な範囲において組合が、公表等を行うことができるものとする。
 - 4) 特許権等
 - 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った参加者が負う。
- (3) 資料の取扱い
 - 組合が提供する資料は、本事業の公募プロポーザルに係る検討以外の目的に使用することはできない。
- (4) 使用言語及び単位、時刻
 - 各様式に特別に指定するもの以外は、公募プロポーザルに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。
- (5) 事業提案参加の辞退
 - 参加資格者は事業提案書等の提出期限までに、事業提案参加を辞退することができる。事業提案参加を辞退する場合は、「辞退届」を持参により提出すること。なお、参加を辞退した場合に、今後、組合の行う業務等において不利益な取扱いを受けるものではない。

(6) 参加者が1者の場合の措置

参加者が1者であっても、事業提案審査、ヒアリング等を行い、優先交渉権者を選定し、事業者を決定する。

(7) 失格・無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- 1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- 2) 提出書類が提出期間を過ぎて提出された場合
- 3) 事業費の上限価格を超えた価格提案書を提出した場合
- 4) 「5.1 審査機関」の委員と不正な接触をした場合
- 5) 著しく信義に反する行為をした場合
- 6) 選考の公平性に影響を与える行為があった場合
- 7) ヒアリング（プレゼンテーション）に参加しなかった場合
- 8) 参加者としての資格のない者が参加した場合
- 9) その他、本要領に違反した場合

(8) 公募プロポーザルの中止等

組合が必要と認めたときは、公募プロポーザルを延期し、中止し、又は取消することができる。この場合において、参加者は異議を申し立てることはできず、損害を受けることがあっても、その賠償を組合に請求することはできないものとする。

(9) その他

募集要項等に定めるもののほか、審査にあたって必要な事項が生じた場合には、組合は参加者に通知することとする。

5 参加者の審査及び優先交渉権者の決定

5.1 審査機関

審査は、以下に示す学識者等で構成する「北筑昇華苑火葬炉設備等更新事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」にて行うものとする。選定委員会では、「評価基準書」に従って事業提案書の審査を行う。

北筑昇華苑火葬炉設備等更新事業に係る事業者選定委員会

| | 所 属 | 氏 名 |
|------|----------------------------|--------|
| 委員長 | 元福岡大学 環境保全センター 教授 | 柳瀬 龍二 |
| 副委員長 | (公財) ふくおか環境財団 理事 福岡市葬祭場 場長 | 日野 浩昭 |
| 委員 | 大阪大学 大学院 工学研究科 教授 | 赤松 史光 |
| 委員 | 福岡市 生活衛生課 課長 | 藤沢 大 |
| 委員 | 古賀市 環境課 課長 | 石倉 明 |
| 委員 | 福津市 うみがめ課 課長 | 芹野 眞里子 |
| 委員 | 宇美町 住民課 課長 | 野田 幸二 |
| 委員 | 篠栗町 都市整備課 課長補佐 | 三浦 剛 |
| 委員 | 志免町 健康課 課長 | 松田 直子 |
| 委員 | 須恵町 地域振興課 課長 | 平山 幸治 |
| 委員 | 新宮町 環境課 課長 | 片山 勇二 |
| 委員 | 久山町 健康課 課長 | 亀井 玲子 |
| 委員 | 粕屋町 総合窓口課 課長 | 大内田 亜紀 |
| 委員 | 北筑昇華苑組合 事務局長 | 簗原 浩 |

なお、参加者が、優先交渉権者決定前までに、選定委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

5.2 審査の手順及び方法

(1) 優先交渉権者の決定方法

優先交渉権者の選定は、以下の手順で行う（詳細は「評価基準書」参照）。

なお、優先交渉権者の選定に当たっては、選定委員会において評価・審査し、その結果を受けて、組合が優先交渉権者を決定する。

(2) 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加申請書等について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

(3) 事業提案審査

1) 基礎審査

基礎審査は、参加資格者から提出された事業提案書の提案内容が組合の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。

2) 提案内容審査

基礎審査において組合の要求する要件を満たした参加資格者（以下「最終審査対象者」という。）を対象として、「評価基準書」に基づき審査し、提案内容審査点を決定する。

選定委員会は、事業提案書の審査及び評価を行うにあたり、最終審査対象者に対しヒアリングを行う。ヒアリングは令和7年8月上旬頃を予定しており、詳細は、別途提示する。

(4) 優先交渉権者の選定

選定委員会は、事業者から提出された提案内容を審査し、優先交渉権者を選定する。なお、評価点が同点のときは、委員全員による投票を行い、優先交渉権者を決める。

審査の結果は、1位の受託候補者へ書面で通知する。なお、1位の受託候補者は事業者名と得点、それ以外の者は事業者名を匿名化したうえで得点のみをホームページ上で公表する。

選定委員会による選定結果に基づき組合と受託候補者で本業務に関する仕様書の細部や契約金額等について協議を行い、協議が成立した場合には、契約上限額の範囲内で随意契約により契約を締結する。

(5) 留意事項

審査の経緯及び結果に対する問い合わせ、異議申し立ては受理しない。

6 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

6.1 予測される責任及びリスクの分類と官民間での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者が担当する業務については、事業者が責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、組合が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、組合が責任を負うものとする。

(2) 予測されるリスクと責任分担

組合と事業者の責任分担は、原則として「添付資料1 想定されるリスク分担」によることとし、必要な事項については契約書において明らかにする。

6.2 事業者の責任の履行に関する事項

事業者は、契約書に基づき、誠意をもって責任を履行すること。

なお、契約書の締結にあたっては、契約の履行を確保するため、契約保証金等の方法による契約の保証を行うことを想定している。

7 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

7.1 計画地に関する事項

(1) 計画地条件

本計画地の条件は次のとおりである。

| | |
|------|--|
| 所在地 | 福岡県古賀市青柳 145 番地 1 の一部 JR 古賀駅から車で 14 分 |
| 都市計画 | 準都市計画区域（特定用途制限地域） |
| 敷地面積 | 18,244.81㎡ |

(2) 用地の使用権原

本計画地の使用権原は組合が所有している。

7.2 既存施設の概要

既存施設の概要は次のとおりである。

| | |
|------|--|
| 用途 | 火葬場 |
| 階数 | 火葬棟：地上 2 階、待合棟：地上 2 階 |
| 構造 | 既存：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、増築：鉄骨造 |
| 延床面積 | 3,645.81㎡ (火葬棟1,857.84㎡、待合棟1,787.97㎡) |
| 炉 | 火葬炉 16 炉（再燃焼炉付台車式寝棺炉（前室付・前入前出方式）） |
| 開場時間 | 9：00～17：00（受付時間 9：00～16：00） |
| 定休日 | 1月1日及び5月、10月点検日 |

7.3 設備更新及び改修の基本方針

設備更新及び改修については、以下に掲げる基本方針に基づくものとする。

- (1) 既存施設の火葬炉設備 16 基を全て撤去し、新たな火葬炉設備 16 基を整備する。
- (2) 告別室及び炉前ホールに空調設備設置およびそれに付随した建築工事を実施する。
- (3) 既存発電機の撤去更新およびそれに付随した建築工事を実施する。
- (4) 運営や維持管理における作業性、効率性、メンテナンス性、経済性を考慮した火葬炉設備、建築物とする。
- (5) 既存施設の運営を継続したまま火葬炉設備等を更新する事業のため、既存施設の利用者の安全性、快適性を確保し、運営への影響を最小限となるよう配慮した施工計画とする。
- (6) 省エネ機器の採用等、省エネルギー化、省資源化、ライフサイクルコストの低減に配慮した設備とする。

8 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

本事業において事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

8.1 事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 事業者の提供するサービスが、契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、組合は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、組合は、契約を解除することができる。
- (2) 事業者が倒産し、又は事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、組合は契約を解除することができる。
- (3) 前2号の規定により組合が契約を解除した場合、事業者は、組合に生じた損害を賠償しなければならない。

8.2 組合の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- (1) 組合の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は契約を解除することができるものとする。
- (2) 全号の規定により事業者が契約を解除した場合、組合は、事業者に生じた損害を賠償するものとする。

8.3 その他の事由により事業の継続が困難となった場合

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、契約に定める。

8.4 契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、組合と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、契約書に規定する具体的措置に従う。また、本事業に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

9 その他本事業の実施に関し必要な事項

9.1 議会の議決

組合は契約の締結にあたっては、予め議会の議決を経るものとする。

9.2 情報提供

情報提供は、適宜、北筑昇華苑ホームページを通じて行う。

<https://kitachikusyokaen.com/index.html>

9.3 応募に伴う費用負担

応募に係る費用については、すべて公募プロポーザル参加者の負担とする。

9.4 事務局

本実施方針に関する問合せ先は、次のとおりとする。

北筑昇華苑組合事務局

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1丁目1番1号

担当：坂井・柴田

電話：092-942-1136

E-mail：ichibujimu@city.koga.fukuoka.jp

添付資料1 想定されるリスク分担

組合と事業者とのリスク分担を以下に示す。

○：リスク負担者、△：一部リスク負担者

| 段階 | リスクの種類 | リスクの内容 | リスク分担案 | |
|--|--|--|--------|-----|
| | | | 組合 | 事業者 |
| 共通 | 公募資料リスク | 公募資料の誤り又は変更によるもの | ○ | |
| | 応募リスク | 応募に必要な費用に関するもの | | ○ |
| | 法令等の変更リスク | 法令の変更によるもの | ○ | |
| | 許認可取得リスク | 組合が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの | ○ | |
| | | 事業者が取得すべき許認可(建築確認等)の取得・維持に関するもの | | ○ |
| | 物価変動リスク | 設計・建設業務に支払われる対価の物価変動 ※インフレスライド条項の適用を予定しており、詳細は募集要項等の公表時に示します。 | ○ | △ |
| | 本事業の中止・延期に関するリスク | 組合の責めに帰すべき事由によるもの (組合の債務不履行によるもの等) | ○ | |
| | | 事業者の責めに帰すべき事由によるもの (事業者の事業放棄、破たんによるもの等) | | ○ |
| | 不可抗力リスク | 天災・暴動等不可抗力によるもの | ○ | △ |
| | 環境問題リスク | 組合の業務に起因するもの(有害物質排出・漏洩、騒音、振動、臭気等) | ○ | |
| 事業者の業務に起因するもの (有害物質排出・漏洩、騒音、振動、臭気等) | | | ○ | |
| 住民対応リスク | 事業内容等、事業の実施そのもの及び組合が行う調査等に関する住民の反対、訴訟等 | ○ | | |
| | 上記以外のもの(事業者が行う調査、設備更新及び改修に関するもの) | | ○ | |
| 設計段階 | 設計変更リスク | 組合の要望による設計変更等の計画変更を行う場合 | ○ | |
| | | 事業者の要望による設計変更等の計画変更を行う場合 | | ○ |
| 測量・調査リスク | 測量・調査リスク | 組合が実施した測量調査等に不備があった場合 | ○ | |
| | | 事業者が実施した測量調査等に不備があった場合 | | ○ |
| 建設段階 | 性能リスク | 要求仕様不適合(施工不良を含む。)によるもの | | ○ |
| | 工事遅延リスク | 組合の責めに帰すべき事由によるもの | ○ | |
| | 性能リスク | 事業者の責めに帰すべき事由によるもの | | ○ |
| | 工事費増大リスク | 組合の責めに帰すべき事由によるもの | ○ | |
| | | 事業者の責めに帰すべき事由によるもの | | ○ |
| | 施設の損傷リスク | 完工前の工事目的物や材料他、関連工事に関する損害 | | ○ |
| | 第三者賠償リスク | 組合の責めに帰すべき建設工事による第三者への損害 | ○ | |
| | 施設の損傷リスク | 事業者の責めに帰すべき建設工事による第三者への損害 | | ○ |
| 施設・設備瑕疵リスク | 既存施設・設備の瑕疵によるもの | ○ | | |
| | 瑕疵担保期間中に設備の瑕疵が発見された場合 | | ○ | |
| 維持管理段階 | 什器・備品管理リスク | 市の事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難 | ○ | |
| | | 民間事業者の責めに帰すべき事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難 | | ○ |
| | 事業中止リスク | 市の指示や市の責めに帰すべき事由による事業の中止・延期 上記以外のもの | ○ | |
| | | | | ○ |